

令和5年3月30日

令和5年度新型コロナウイルス感染症にかかる

自宅療養者等に対する調剤支援事業 Q&A

Q1 保健所等からの受診勧奨がない医療機関からの院外処方箋でコロナ患者に調剤を行った場合は調剤支援の対象となるか。

(答)対象とはなりません。保健所又は CCC-hyogo 等行政機関からの受診勧奨が必要です。

Q2 保健所等からの受診勧奨の有無が不明な新型コロナ患者に調剤を行った場合は一次申込書の提出前に処方箋交付先医療機関に受診勧奨の有無を確認する必要があるか。

(答)県が確認するので、申請者による受診勧奨の有無の確認は不要です。ただし、一次申込書の患者一覧には対象と思われる患者をすべて記載してください。

Q3 保健所の医師が直接、診察し、その院外処方箋に基づき新型コロナ患者に調剤した場合は、対象となるか。

(答)保健所の医師が直接診察した場合も対象となります。

Q4 調剤済薬剤の届け方について、郵送、宅配や患者家族等に薬を届けてもらった場合も調剤支援の対象となるのか。

(答)あくまでも薬局従業員が患者宅若しくは療養する施設に調剤済の薬を届けた場合が対象であり、郵送は対象外。また、患者家族等が来局し調剤済薬を持ち帰ることが可能であるにもかかわらず、別途、患者宅等に薬を届けた場合も対象外。

Q5 新型コロナ患者調剤で薬局が薬剤は患者宅に届けるが、服薬指導はオンライン等で行っても、当該事業の対象となるか。

(答)服薬指導がオンラインであっても当該事業の対象となり得る。

Q6 保健所等からの受診勧奨があった医療機関からの院外処方箋で患者宅等まで調剤済薬を届けた場合は、医師の診察がオンライン等であっても、本事業の交付対象か。

(答)医師の診察がオンライン等は対象外。